

## 秩父市農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

### ■ 募集人数

14人 \*区域ごとの募集人数は別表のとおり

### ■ 任用期間

秩父市農業委員会が委嘱した日から令和11年7月19日まで

### ■ 身分

秩父市の特別職（非常勤職員）

### ■ 資格

成人 \*その他不問

### ■ 主な職務内容

担当区域にて、農業委員と連携して以下の活動を行います。

- ・農地パトロール・農地利用状況調査
- ・地域計画の実現に向けた活動
- ・担い手への農地利用の集積・集約化及び遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- ・新規参入の促進のための活動

その他、地域の農業振興に向けた活動、研修会等への出席などを行う予定です。

### ■ 基本報酬（月額）

月額 32,000円

\*基本報酬（月額）以外に、活動に応じ実績報酬をお支払いします。

### ■ 応募及び推薦に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、本人が応募する方法と、推薦を受けて申し込む方法（個人・法人・団体等から）との2通りがあります。

次の様式に必要な事項を記入し、秩父市農業委員会事務局へ直接持参してください。

#### (1) 提出書類

・「秩父市農地利用最適化推進委員 応募・推薦用紙」 \*上部の該当欄にチェックしてください。

・履歴書

#### (2) 様式の入手方法

秩父市歴史文化伝承館1階農業政策課及び農業委員会、各総合支所地域振興課にて配布するほか、秩父市ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 募集期間

令和8年3月23日(月)～4月22日(水)

提出は、上記期間内の8時30分から17時15分間に持参してください。

ただし、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に提出することはできません。

(4) 提出場所

秩父市熊木町8番15号 秩父市歴史文化伝承館1階 農業委員会事務局

\*応募する者(推薦の場合は推薦者)が直接持参してください。

(5) 応募内容の公表

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、秩父市ホームページ等で公表します。

(6) 選考結果の通知

令和8年6月(予定)

\*応募者全員(推薦の場合は推薦者)に文書にて通知します。

(7) その他

農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に推薦又は応募することができますが、他の市町を含めて両委員を兼ねることはできません。

■ 別表(区域ごとの募集人数)

区域の名称	区域の範囲	募集人数
第1区域	日野田町一丁目、日野田町二丁目、野坂町一丁目、野坂町二丁目、熊木町、上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、中町、本町、宮側町、番場町、上野町、東町、道生町、中村町一丁目、中村町二丁目、中村町三丁目、中村町四丁目、近戸町、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、相生町、別所、久那、上影森、下影森、浦山、大宮、和泉町	2人
第2区域	寺尾、蒔田、田村	2人
第3区域	大野原、黒谷、山田、栃谷、定峰	2人
第4区域	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘	2人
第5区域	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部	4人
第6区域	大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野	2人

## 留意事項 \*必ずお読みください

### 委員の資格・任命等

- ・農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければなりません。（法第17条第1項）
- ・次のいずれかに該当する者は、委員になることができません。委員になった後に、これらのいずれかに該当した場合は、委員の職を失います。（法第8条第4項・法第12条・法第18条第4項）
  - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者必要に応じて、後日、これらの者に該当しないことを証明する書類の提出をお願いします。
- ・推進委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。（法第18条第1項）
- ・委員の任期は、3年です。ただし、欠員補充により委員となった場合は、前任者の残任期間となります。（法第10条第1項・法第20条第1項）

### 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」といいます。）の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。（法第1条）

### 農業委員会が所掌する事務（必須事務）

- 農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。（法第6条）
- ・農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項
    - 農地等：農地（耕作の目的に供される土地）又は農地以外の土地で、主として耕作若しくは養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの
  - ・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項
  - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
  - ・農地等の利用の最適化の推進に関する事項
    - 農地等の利用の最適化の推進：農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保の促進
    - 農業経営の規模の拡大の促進
    - 耕作の事業に供される農地等の集団化の促進
    - 農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進